

シュローダー・ヨーロッパ・オープン Aコース（為替ヘッジ付）
シュローダー・ヨーロッパ・オープン Bコース（為替ヘッジ無）

繰上償還（信託終了）に関するQ & A

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

Q 1

この手紙「繰上償還（予定）のお知らせ（信託終了に係る書面）」は何ですか？
なぜこのような手続きが必要なのですか？

A 1

ファンドの運用を終了し、受益者の皆様からお預かりしている運用資産をお返しする予定であることをお知らせするものです。

「投資信託約款」の規定にしたがって、ファンドの繰上償還を行う場合には、受益者に対して事前にその旨を記載した公告及び書面交付を行い、受益者からの「繰上償還に対する異議申立て」を受付けます。その異議申立てを行った受益者の受益権口数が、受益権総口数の過半数を超えた場合には、繰上償還は行いません。また、繰上償還が成立した場合でも、異議を申し出た受益者は「異議申立てによる受益権の買取請求」をする権利があります。

Q 2

なぜ、繰上償還するのですか？

A 2

当ファンドは平成9年2月に運用を開始し、受益者の皆様の資産運用の一助となるべく運用を行って参りましたが、長期間に渡り純資産総額の低迷が続いており、今後大幅な改善は難しいと判断し、この度、繰上償還させて頂くこととなりました。

平成21年4月30日現在、ファンドのAコースおよびBコースの受益権を合計した口数が、約13億85万口（Aコース約2億6,939万口およびBコース約10億3,147万口）となっており、当初設定に係る当該合計した受益権総口数（Aコース56億8,951万口、Bコース492億195万口の合計口数548億9,146万口）の10分の1を下回っているため、信託約款第49条第6項の規定に基づき、信託終了日を繰り上げ、平成21年10月5日をもって償還させて頂くための手続きをとらせていただくことといたしました。

Q 3

何か手続きを行う必要はありますか？

A 3

ファンドの繰上償還にご同意いただける場合は、特にお手続きをしていただく事項はございません
ご同意いただけない場合は、書面に必要事項をご記入の上、弊社までご郵送ください。

Q 4

「異議申立て」とはどのようなことですか？

A 4

今回の繰上償還に反対の受益者が、一定の期間内に反対の意思表示をすることです。この意思表示が「繰上償還に対する異議申立て」といいます。繰上償還に賛成の場合には、意思表示の必要はありません。

この一定の期間内に異議申立てされた受益者の受益権口数が受益権総口数の過半数に達しなかった場合には、予定通り繰上償還を実施いたします。

一方、過半数超となった場合には、繰上償還の実施は受益者の意思でないとみなされ、繰上償還は行いません。

Q 5

換金に際して、「異議申立てによる受益権の買取請求」をした場合と「換金（解約・買取）請求」をした場合との違いはあるのですか？

A 5

異議申立てをされて買取請求期間内に「異議申し立てによる受益権の買取請求」をされた場合には、繰上償還が行われなければ、本来有すべき公正な価額で換金されることとなります（原則として買取請求書類が受託銀行に受理された日の翌営業日の基準価額）。

「換金（解約・買取）請求」された場合には、ファンド指定の解約価額（解約請求日の翌営業日の基準価額）にて換金されます。

また、「異議申し立てによる受益権の買取請求」をされる場合には、異議申し立てによる買取請求に係る書類を弊社所定の手続きにより受託銀行宛に提出していただく必要がありますが、お受取金額は受託銀行から直接受益者指定の銀行口座に振り込まれます。その際、諸般の手続きが必要となるため、お受取金額の支払いまでには通常の換金（解約・買取）請求よりも日数を要する可能性があります。また、お受取金額の支払に係る振込手数料および買取計算書郵送費用（郵便料金、簡易書留手数料）を受益者に負担していただくこととなります。

また、受益者ご自身での納税手続きが必要になりますので、ご注意ください。

ただし、「異議申し立て」又は「異議申し立てによる受益権の買取請求」をするかしないかは、受益者の権利であり、あくまでも最終的なご判断は、受益者自身が行うこととなります。

Q 6

信託終了日まで保有した場合はどうなりますか？いつ償還代金が支払われますか？

A 6

当ファンドの償還金は、信託終了日の翌営業日（平成 21 年 10 月 6 日）以降に販売会社のお取引口座に入金し、販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いさせていただく予定です。償還価額および運用の詳細につきましては、後日、販売会社より運用報告書をお送りいたしますのでご覧ください。

以上

照会先

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

電話 03-5293-1333

（受付時間：委託会社の毎営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）